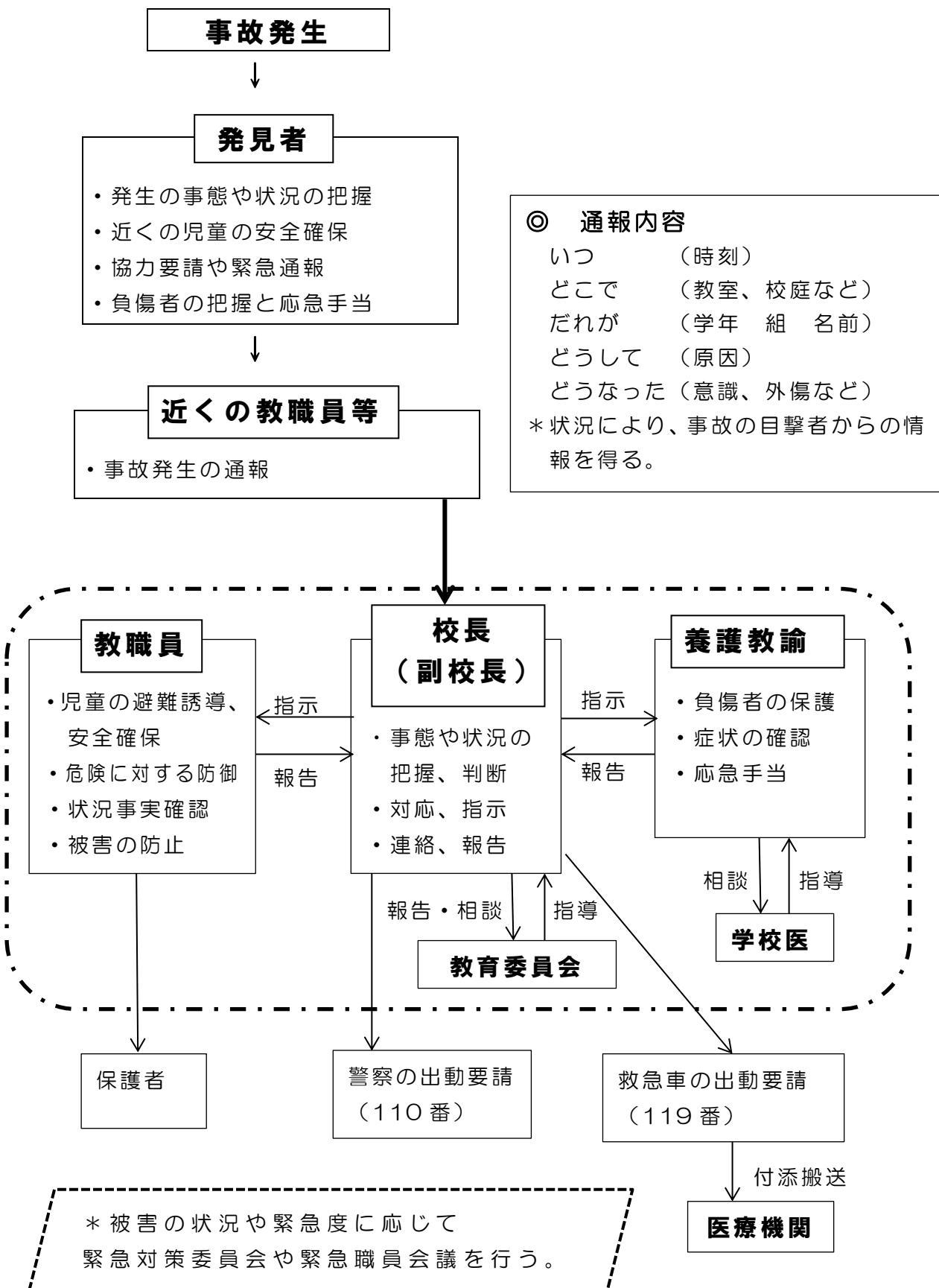


## 1. 事故現場での対応体制



## 2. 事故発生時の係分担

| 係    | 担当           | 内容   |
|------|--------------|--|
| 総指揮  | 校長           | <ul style="list-style-type: none"><li>事態や状況の把握、判断</li><li>副校長、教職員、養護教諭等への指示</li><li>防御、避難誘導の指示</li></ul>                               |
| 通報連絡 | 副校長<br>教務主幹  | <ul style="list-style-type: none"><li>救急車の出動要請</li><li>警察の出動要請</li><li>保護者への連絡</li><li>教育委員会への報告</li><li>報道機関との対応</li><li>記録</li></ul> |
| 避難誘導 | 学級担任<br>専科教員 | <ul style="list-style-type: none"><li>避難場所への誘導</li><li>避難場所での安全確保</li></ul>  |
| 防 御  | 担当教員<br>主事   | <ul style="list-style-type: none"><li>暴力の抑止と被害の防止</li></ul>  |
| 救護活動 | 養護教諭         | <ul style="list-style-type: none"><li>負傷者の保護</li><li>症状の確認</li><li>応急手当</li><li>健康状態の把握</li><li>心のケア</li></ul>                         |

## 3. 事故発生後の報告と事後処理

### (1) 教育委員会への報告（校長）

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



### (2) 日本スポーツ振興センター申請手続き（該当教員↔養護教諭）

- 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。
- 記録は正確にとり長期にわたって保存する。

### (3) 記録の管理（副校長・教務主幹）

- 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

### (4) 一般児童への指導

- 一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。

- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校朝会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

#### (5) 対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

#### (6) 保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。

### 緊急通報マニュアル

### 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」  
「救急車をお願いします。」  
「江戸川区立西小松川小学校です。」  
「住所は江戸川区松島3-30-6です。」  
「電話番号は、03-3651-2570です。」  
「けが人(病人)は小学○年生、男子、(けがの起きた状況)」  
「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。